

# Weekly コラム

令和5年12月19日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 電動キックボードの規制緩和！ 何が変わる？

最近、街中で見かけるようになった電動キックボード、手軽に利用できるということで利用者が増えてきていますが、今年7月1日より道路交通法の改正により規制が緩和されます。

今までは電動キックボードは東京・大阪など19都府県の実証実験として事業者が貸し出しているものを除き、原付バイクと同じ扱いでした。運転するには運転免許証・ヘルメット・自賠責保険・ナンバープレートが必要で、速度制限は30km、車道のみでの走行可能となっておりました。ですが今回の規制緩和によって特定小型原動付自転車(新設)となり、免許が必要なくなり年齢制限16歳以上となりました。ヘルメットは任意(努力義務)、速度制限は20kmとなり車道・自転車レーン・路側帯での走行が可能となります。自賠責保険とナンバープレートは規制緩和後も必要となります。

すべての電動キックボードが規制緩和後の特定小型原付扱いとなるわけではなく、一定の基準を満たさなければなりません。

一定の基準とは

- ・最高時速が20km以下
- ・車体の長さが190cm以下・幅60cm以下

保安基準として

- ・スピードリミッター・識別灯(最高時速表示灯)・バッテリーの安全性・ウインカー・クラクション・機械式ブレーキ・ブレーキランプ

スピードメーター・テールランプ・リフレクター・フロントライト(自動)が必要となります。

一つでも欠けていると特定小型原付とは扱われず法改正後であっても運転免許証・ヘルメットなしでは公道を走行できません。今まで乗っていた電動キックボードも上記の基準を満たしておれば特定小型原付扱いとなりますが、満たしていないものがあれば引き続き原付バイク扱いとなり、免許証・ヘルメットが必要となるため注意しましょう。

今まで車道でしか走行できなかった電動キックボードですが、規制緩和により歩道走行モード(最高速度6km)に切り替えることにより歩道も走行が可能となります。歩道走行モードでは識別灯が緑点滅する仕組みで自転車と同様の交通ルールが適用されます。

規制緩和によって身近な移動手段の選択肢が一つ増えるのはとても良い事ですね、ただ歩道が走行可能になったり、ヘルメットが任意になったりなど、利用者が増えるという事は、事故や違反の増加につながる可能性もあるので注意して運転しましょう。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。